

一般財団法人長野県高等学校野球連盟諸規程

1 全国高等学校野球選手権長野大会運営委員会規程（__は年度毎変更）

（目的）

第1条 本委員会は「第〇〇〇回全国高等学校野球選手権長野大会運営委員会」と称し令和〇〇年度全国高等学校野球選手権長野大会について調査研究し、原案作成を目的とする。

（構成）

第2条 本委員会は大会主催者が推薦する下記の委員をもって構成し、連盟会長が招集する。
長野県高野連推薦 会長、専務理事、常務理事、理事、監事
朝日新聞社推薦 長野総局長及び長野総局長が推薦した者

（権限）

第3条 委員会は次の職務をするものとする。

- （1）日程、組み合わせ、試合方法、抽選方法、会場等の原案作成
- （2）大会予算案の審議、大会決算の承認
- （3）大会のラジオ中継並びにテレビ放映に関する事項
- （4）その他会長が必要とする事項

（開催）

第4条 本委員会は5月及び8月に定例委員会を開催するほか臨時に開催することができる。

（付則）この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成26年4月15日 一部改正

平成30年4月12日 一部改正

令和2年4月14日 一部改正

2 全国高等学校野球選手権長野大会報道放送委員会規程（__は年度毎変更）

（目的）

第1条 本委員会は「第〇〇〇回全国高等学校野球選手権長野大会報道放送委員会」と称し、令和〇〇年度全国高等学校野球選手権長野大会について報道放送関係との調整を目的とする。

（構成）

第2条 本委員会は大会主催者が推薦する下記の委員をもって構成し、連盟会長が招集する。
長野県高野連推薦 会長、専務理事、常務理事、会長が推薦する者
朝日新聞社推薦 長野総局長及び長野総局長が推薦した者

（権限）

第3条 委員会は次の職務をするものとする。

- （1）大会の報道申し合わせ事項の確認徹底
- （2）全国高等学校野球選手権長野大会放送規約の確認徹底
- （3）その他会長が必要とする事項

（開催）

第4条 本委員会は6月に開催するほか臨時に開催することができる。

（付則）この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成26年4月15日 一部改正

平成30年4月12日 一部改正

令和2年4月14日 一部改正

3 審判規則委員会規程

(目的)

第1条 本委員会は長野県高校野球の健全な発展を計るため大会規則および審判に関する事項の調査、研究、処理を目的とする。

(構成)

第2条 本委員会は次の委員によって構成する。

(1) 会長、専務理事、常務理事

(2) 審判部長、副審判部長、会長の指名する審判部員

(開催)

第3条 本委員会は毎年春秋2回定例委員会を開催するほか会長が必要と認めたとき開催する。

(招集)

第4条 本委員会は会長が招集する。

(議長)

第5条 本委員会の議長は、審判部長が行うものとする。

(付則) この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成26年4月15日 一部改正

令和4年12月9日 一部改正

4 審判部規程

(名称)

第1条 本審判部は長野県高等学校野球連盟審判部（以下「審判部」と略記）という。

(支部)

第2条 本審判部は、北信、東信、南信、中信の4支部を持ち、支部選出の副審判部長がそれぞれ支部審判部を統括する。

(選出)

第3条 審判部員は長野県高等学校野球連盟各支部が選出し、連盟会長が1年毎に委嘱する。

(役員)

第4条 審判部に次の役員をおく。

(1) 審判部長 1名 (2) 副審判部長 4名

2 審判部長は、支部審判部長または支部副審判部長の中から選出する。審判部長に選出された支部は、新たに支部審判部長または支部副審判部長を補充する。

3 副審判部長は支部審判部長をもって充てる。

4 正副審判部長は理事会の承認を得て、連盟会長が委嘱する。

5 審判部長は審判部を統括するとともに連盟の理事として運営に参加する。

6 副審判部長は審判部長を補佐し、審判部長事故あるときはその職務を代行する。

7 各支部には支部審判部長を補佐する為、支部副審判部長2名をおく。

8 各支部には審判部員の中から審判技術指導担当者を2名程度おくことができる。

(招集)

第5条 審判部は年1回総会を開催する。なお審判規則委員会をもって審判部総会に代えることができる。

(任期)

第6条 役員任期は1期2年とする。再任は妨げないが、原則として2期を越えないこととする。

(定年)

第7条 定年は原則60歳(満60歳になる年)とするが、所属支部から定年延長の要望があった審判員についてはこの限りでない。ただし、65歳(満65歳になる年)を上限とする。

(付則) この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成24年4月17日 一部改正

5 記録部規程

(名称)

第1条 本記録部は長野県高等学校野球連盟記録部（以下「記録部」と略記）という。

(支部)

第2条 本記録部は、北信、東信、南信、中信の4支部を持ち、支部記録長がそれぞれ支部記録部を統括する。

(選出)

第3条 記録部員は長野県高等学校野球連盟各支部が選出し、連盟会長が1年毎に委嘱する。

(役員)

第4条 記録部に次の役員をおく。

(1) 記録部長 1名

2 記録部長は、支部記録長の中から選出する。

3 記録部長は、理事会の承認を得て、連盟会長が委嘱する。

(付則) この規程は、平成23年4月26日から適用する。

6 記念史編集委員会規程

(目的)

第1条 本委員会は長野県高等学校野球大会の記録を保存するとともに10年毎の記念史発行を目的とする。

(構成)

第2条 本委員会は次の委員によって構成する。

(1) 専務理事、常務理事、理事

(2) 会長が指名した者

(開催・招集)

第3条 本委員会は会長が必要と認めたとき、招集、開催する。

(付則) この規程は、平成23年4月26日から適用する。

7 定年規程

(目的)

第1条 この規程は、役員(理事および監事)および評議員の定年について定める。

(定年)

第2条 役員および評議員の定年は、次の通りとする。

(1) 理事 満70歳 (2) 監事 満70歳 (3) 評議員 満70歳

(退任日)

第3条 任期中に定年に達したときは、その後の最初の理事会および評議員会の日をもって退任日とする。

(顧問・参与)

第4条 連盟は、定年によって退任した役員および評議員のうち、在任中特に功労のあった者を顧問または参与として委嘱することがある。

2 顧問および参与の任期は、2年とするが、再任は妨げない。

3 顧問および参与は、業務執行の任は負わないものとする。

(付則) この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成26年4月15日 一部改正

8 特別招待券発行規程

(目的)

第1条 本券は長野県高等学校野球連盟に対し功績のあった者に発行することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は次の者とする。

- (1) 長野県高等学校野球連盟役員（会長・副会長・専務理事・常務理事）を退いた者。
- (2) 高等学校野球部の部長、監督を20年以上（通算）務め、その役を退いた者。
- (3) 審判委員又は公式記録委員を20年以上（通算）務め、その役を退いた者。
- (4) その他本連盟に特別な功績のあった者。

（選考）

第3条 上記（2）（3）については、対象者からの申告を受けた常務理事が理事会に諮り、会長が決定する。

2. 上記（1）（4）については理事会において推薦する。

（名簿）

第4条 本券を発行した者については名簿台帳に記載し、県連盟事務局で保管し、永久保存とする。（支部名、住所を記録する）

（付則） この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成26年4月15日 一部改正

平成30年4月12日 一部改正

9 表彰規程

（功労者表彰）

第1条 長野県高校野球の振興に貢献した者について本規程により表彰を行う。

第2条 表彰される者の決定は理事会で審議し会長がこれを行う。

第3条 表彰の基準は次の通りとする。

連盟役員、部長、監督、審判委員、公式記録委員並びに関係者として多年（20年以上）にわたり、高校野球の発展に特に寄与した者および団体。

第4条 この表彰は選手権記念長野大会年度に実施する。

（優秀選手等表彰）

第5条 長野県高校野球の健全発展の貢献した個人、団体について本規程により表彰を行う。

第6条 表彰される個人、団体の決定は理事会で審議し会長がこれを行う。

第7条 表彰の基準は次の通りとする。

- (1) 最終学年の卒業見込みの選手又は部員で、品行、野球技能（活動状況）、学業成績のいずれも高校生として範に足る者を優秀選手もしくは優秀部員として表彰する。
- (2) 全国規模の大会で活躍し、本県高校野球の発展に特に貢献したチームを優秀チームとして表彰する。
- (3) 選手権長野大会などにおいて、統率がとれ、選手を激励すると共に観客を感動させる応援をした学校を優秀応援団として表彰する。

第8条 選考については次の通りとする。

- (1) 優秀選手もしくは優秀部員については、学校長の推薦に基づき各支部、部会で選考した各1名を理事会で審査し内定する。
- (2) 優秀チームならびに優秀応援団については、理事会で審査し、内定する。

第9条 この表彰は最終理事会終了後、表彰状並びに記念品の贈呈により行う。なお、優秀選手の中から1名を財団法人日本学生野球協会優秀選手・部員表彰候補者として推薦する。

（付則） この規程は、平成23年4月26日から適用する。

10 慶弔規程

（目的）

第1条 本規程は長野県高校野球連盟関係者の慶弔について定める。

（慶事）

第2条 連盟登録者の結婚の際は、祝電を打つこととする。

（弔慰）

第3条 連盟登録者の弔慰については次の通りとする。

(1) 弔電については県連盟名で打つものとする。

(2) 生花については県連盟、支部名でまたは県連盟名で一基とする。

(3) 香料については県連盟名とする。

本人の場合 生花一基、香料3万円、弔電

家族の場合 配偶者 生花一基、香料1万円、弔電

一親等 弔電

本人(元職)の場合 弔電(香料・生花については別途審議する。)

(付則) この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成26年4月15日 一部改正

令和2年4月14日 一部改正

11 旅費規程

A 役員

(1) 交通費 経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により計算する。公共交通機関利用者には路程に応じ旅客運賃等を支給する。自家用車利用の者には実走行距離1kmにつき30円として計算した額を支給する。(但し3km未満の者には支給しない)片道50km以上で高速道路を利用した場合、またその他有料道路(トンネル等)を利用した場合、実費額を支給する。

なお、県内での会議・大会の場合、特急・急行料金は支給しない。

(2) 雑費 各校における勤務日は支給しない(加盟校職員以外は支給)。勤務日以外は一日3,200円(半日1,600円)とする。

(3) 宿泊料 実費(上限10,900円・2食付き)を支給する。ただし、食事がつかない時は朝食代700円、昼食代1,000円(滞在時)、夕食代1,500円を別途支給する。(事務局で用意した宿舎への宿泊の場合、宿泊料は支給しない。)

(4) 早朝・夜間雑費 1,000円 球場での勤務が午前6時以前、午後8時以降の場合

B 審判委員・記録委員

(1) 交通費・宿泊料・早朝夜間雑費 役員の規程に準ずる

(2) 雑費 大会 一日 5,000円

半日 2,800円

研修 県内での研修 支給しない

県外での研修 2,500円

会議等 一日 役員の規程に準ずる

半日 役員の規程に準ずる

責任審判(グラウンドに立たない場合) 4,000円

新人審判(グラウンドに立たない場合) 支給しない(県内研修扱い)

新人記録員(割当てなし、研修のみ) 支給しない(県内研修扱い)

指導記録員(割当てなし、指導のみ) 役員の規程に準ずるが、平日も支給する

C 記録員(加盟校職員)

(1) 交通費・早朝夜間雑費 役員の規程に準ずる

(2) 雑費 大会 役員の規程に準ずる

研修 県内での研修 役員の規程に準ずる

D 生徒補助員

(1) 雑費 大会 一日 1,000円

※加盟校にまとめて支払うこととする。

E 試合中止時(役員、審判委員、記録委員)

(1) 交通費 中止決定時、球場に到着していた者 役員の規程に準ずる

上記以外でやむを得ず、球場に到着した者 役員の規程に準ずる

	球場に到達しなかった者	支給しない
(2)雑費	到着後中止決定まで2時間以上勤務した場合	1,000円 ただし、役員においては勤務日の支給はしない
	上記以外の者	支給しない
F 第1試合不成立時		
(1)交通費		役員の規程に準ずる
(2)雑費	試合に関わる業務を行った者	半日として各規定に準ずる
	上記以外の者	1,000円
(付則)	この規程は、平成23年4月26日から適用する。	
	平成26年4月15日	一部改正
	平成30年4月12日	一部改正
	令和2年4月14日	一部改正
	令和3年12月10日	一部改正

12 その他諸費規程

A 大会関係諸費

ブラスバンド謝礼	選手権大会	20,000円
	春秋北信越大会	10,000円
	楽器輸送費	実費額
救護員費	一日(含交通費)	5,000円
理学療法士費	交通費	役員の規定に準ずる
	雑費(一日)	2,000円
練習会場使用料(石灰代)	一日	1,000円

B その他諸費規程

長野県代表校祝儀		
硬式	春季及び秋季県大会出場校	5,000円
	春季及び秋季北信越大会出場校	50,000円
	選抜大会及び選手権大会出場校	100,000円
	(明治神宮大会出場校には北信越地区高等学校野球連盟より)	
軟式	春季・秋季及び選手権北信越大会出場校	30,000円
	軟式選手権大会出場校	50,000円
審判講習会	会場謝礼	試合球1d
	モデルチーム謝礼	試合球1d
	講師謝礼	10,000円
指導者講習会	講師謝礼(県内)	50,000円
	講師謝礼(県外)	100,000円
運営費	審判部	100,000円(各支部)
審判員用具補助		20,000円

(登録3年目、10～15年目で、各支部審判長が認めた者に支給)

(付則) この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成26年4月15日 一部改正

令和2年4月14日 一部改正

13 支部および部会運営規程

(目的)

第1条 支部および部会は、次の業務を目的とする。

- (1) それぞれが主管する事業の執行。
- (2) 所属各校に対する、県連盟からの各種伝達の徹底。
- (3) 競技力向上を目指した研修会や講習会の実施。
- (4) 地域における少年野球との連携事業の実施。

(構成)

第2条 支部および部会は、それぞれに所属する県連盟加盟校によって構成される。

(役員)

第3条 支部および部会には、次の役員をおく。

2 支部には、次の役員をおく。

- | | | | |
|---------------|-----|----------|----|
| (1) 支部長(兼副会長) | 1名 | (2) 副支部長 | 2名 |
| (3) 常務理事 | 1名 | (4) 理事 | 1名 |
| (5) 幹事 | 若干名 | (6) 会計 | 1名 |
| (7) 会計監査 | 2名 | | |

3 部会には、次の役員をおく。

- | | | | |
|---------------|-----|----------|----|
| (1) 部会長(兼副会長) | 1名 | (2) 常務理事 | 1名 |
| (3) 幹事 | 若干名 | (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 | | |

※副部会長を若干名おくことができる。

(選出)

第4条 支部及び部会の役員選出は、次により行う。

- (1) 支部長(部会長)、常務理事、理事は、評議員会にて選出される。
- (2) 幹事、会計は、支部長(部会長)の指名とする。
- (3) 会計監査は支部長(部会長)の推薦により、連盟会長が委嘱する。

※副部会長は、部会長の指名とする。

(会議)

第5条 支部および部会では、毎年4月、6月、8月、11月もしくは12月に加盟校連絡会を開催するほか、支部長(部会長)が必要と認めたときは臨時の加盟校連絡会を開催する。

(予算)

第6条 支部および部会は、県連盟一般会計からの仮受金により事業の執行を行い、事業年度終了時には残金をすべて県連盟一般会計に繰り入れることとする。

(任期)

第7条 それぞれの役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の県評議員会終結の時までとする。

(会計監査の職務)

第8条 会計監査は支部事務局の運営に係る会計及び主管する大会に係る会計を監査し、監査結果を連盟監事に報告する。

(付則) この規程は、平成23年4月26日から適用する。

平成24年4月17日 一部改正

平成26年4月15日 一部改正

平成30年4月12日 一部改正